

幼児教育の無償化について

幼児教育の無償化にともない納付金については、下記の通りとなります。

幼児教育の無償化は国が制度設計を行い、各市町村が実施主体となっています。入園がきまりましたら、園を通して各市町村に申請して、認定を受ける必要があります。

【 納 付 金 】

《入園時》

無償化対象 **入 園 金** 30,000円 ・入園初年度に限り、入園料を月額に換算し無償化
 【注1】入園が10月以降の方は、全額無償化となりませんので、ご注意ください。

無償化対象外 **施設設備一時金** 10,000円 ・入園手続きの際に納めて下さい。

《毎 月》

無償化対象 **保 育 料** 23,500円
 給食費(ケイタリング・牛乳・おやつ) 1,500円を除く、22,000円が無償化となります。

【注2】月途中の入園の場合、全額無償化となりませんので、ご注意ください。

無償化対象外	施設設備費	3,000円	} 毎月5日に口座より引き落としされます。
	給 食 費	1,500円	
	バス利用料	利用者のみ 5,000円	

※施設設備費・給食費は年額を12ヵ月で割るため、8月(夏休み)も納めて下さい。

・納付金は月途中の入退園の場合でも月額で納めていただきます。市町村の無償化制度では途中入退園の場合、保育料は日割り計算されますので、不足分は保護者負担となります。【注2】ご了承下さい。

【 預かり保育料 】

保育の必要性の認定を受けた園児が対象です。利用料の一部が無償化(減免)になります。

利用料	月額 15,000円 (4・8月は18,000円)	} 毎月5日に口座引き落とし または現金徴収
	日額 1,000円 (休園日1,300円)	

○無償化の方法: 毎月、園から領収書を発行しますので、各市町村へ請求手続きを行って下さい。限度額の範囲内で直接払い戻しがあります。支給額はその月利用した日×450円です。但し、月額上限額は11,300円

・無償化の手続きについては各市町村によって異なる場合があります。他市町村への転居や就業・退職等、家庭環境に変化のあった場合は必ず申し出て下さい。(他の市町村へ転入・転出される場合は再度、申請手続きが必要です。前もってお知らせ下さい。)